群馬県	
第1区	前橋市、桐生市(新里支所管内、黒保根支所管内)、沼田市、渋川市(渋川市赤城行政センター管内、渋川市北橋行政センター管内)、みどり市(みどり市東支所管内)、利根郡
第2区	桐生市(第1区に属しない区域)、伊勢崎市、太田市(藪塚町、山之神町、 寄合町、大原町、六千石町、大久保町)、みどり市(第1区に属しない区域)、佐波郡
第3区	太田市(第2区に属しない区域)、館林市、邑楽郡
第 4 区	高崎市(本庁管内、高崎市新町支所管内、高崎市吉井支所管内)、藤岡市、 多野郡
第5区	高崎市(第4区に属しない区域)、渋川市(第1区に属しない区域)、富岡市、安中市、北群馬郡、甘楽郡、吾妻郡